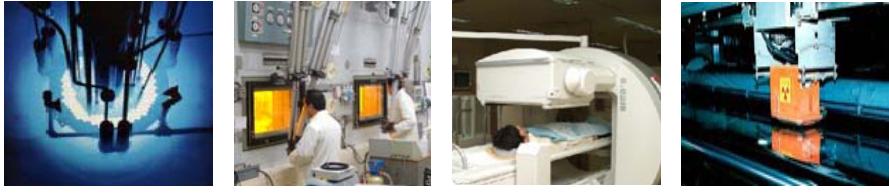


研究施設等廃棄物の処分の状況について

研究施設等廃棄物※に係る現状

※研究施設等から発生する低レベル放射性廃棄物

- 原子力は、発電以外にも研究開発、医療、産業等の幅広い分野で利用



- 日本全国の多様な事業所において発生
(研究機関／大学／医療機関／民間事業者)

【現在の廃棄物保管量】
(200Lドラム缶換算値、
H21.3末現在)

- 累積廃棄物量: 約56万本
- このうち原子力機構分: 約35万本

* 処分時には減容を行い
物量は3分の1程度になる



原子力機構における廃棄物保管状況

原子力機構法の改正(平成20年5月)

- 廃棄物発生量のほとんどを占め、処分に関する技術的知見を有する(独)日本原子力研究開発機構が処分業務を実施

(1) 処分実施主体の明確化

原子力機構が、自ら及び他者の廃棄物を合わせて処分することを原子力機構の本来業務に位置付け

(2) 処分業務の確実性・合理性の担保

原子力機構は、国の定める基本方針に即して、埋設処分業務の実施計画を作成し、国が認可

(3) 処分業務の独立性、透明性の確保

埋設処分業務勘定の新設により、処分費用を原子力機構の他の研究開発費と分けて管理するとともに、当該勘定の資金の翌事業年度への繰越し等を可能とする



埋設事業スケジュール

初期建設期間
約8年

埋設処分 操業期間
(年平均約1万本の廃棄物を埋設処分)
約50年

最終
覆土^{＊1}
約3年

段階管理期間^{＊2}
約300年

＊1：覆土は埋設段階毎に行われる。この3年は全ての埋設を完了させるための最終的な覆土を指す。

＊2：段階管理期間は、トレンチ処分で50年間、ピット処分で300年間と設定されている。

- 初期建設段階では、各施設の設計・建設を約8年で行う
- 操業期間は約50年と想定
- 最終覆土(3年)後、約300年の段階管理へ移行

- 廃棄体(廃棄物を処分に適した形態に処理)の受入本数は約53万本、
うち、機構分: 約43万本
- 想定される総事業費用は約2,000億円

今後、原子力機構は、国が定めた基本方針に即して作成した実施計画(H21.11.13認可)に従って、
埋設施設の概念設計、立地基準・手順の作成など処分に向けた取組を進める

研究施設等廃棄物処分に係る実施計画の策定について

原子力機構法の改正(平成20年9月施行)

- ・原子力機構を処分事業の実施主体として明確化。

埋設処分業務の実施に関する基本方針

(平成20年12月文部科学大臣・経済産業大臣決定)

- ・長期にわたる埋設処分業務について 国として基本的な方針を提示。

基本方針の主要事項

1. 埋設処分業務の対象とすべき放射性廃棄物の種類に関する事項
 - ・原子力機構の業務に伴い発生及び原子力機構以外の発生者から処分の委託を受けた低レベル放射性廃棄物を対象とする。
 - ・当面、第一期事業においては、平成60年度までに発生が見込まれる廃棄物であって、ピット処分またはトレンチ処分できるものを対象とする。
2. 埋設施設の設置に関する事項
 - ・立地の選定は、手続きの透明性を確保し、公正な選定を行うこと。
 - ・原子力機構は、実施計画において選定手順及び基準を明確化・公表した上で立地を選定を行う。その際、立地地域の自治体の了解を得ること。
 - ・国民の懸念や不安に的確に対応するための一元的な相談・情報発信体制を整えること。
3. 埋設処分の実施の方法に関する事項
 - ・第一期事業では、ピット処分及びトレンチ処分を実施すること。
4. 資金計画に関する事項
 - ・収支計画・資金計画を策定・公表し、公正かつ合理的な処分単価を設定すること。
5. その他埋設処分業務の実施に関する重要事項
 - ・国及び原子力機構は、主要な関係機関と協力しながら、廃棄物の集荷や輸送、処理などを含めて、研究施設等廃棄物の合理的・体系的な処理・処分体制を構築する。 等

※ 策定に際し、科学技術・学術審議会の下に設置されている作業部会で審議

※ 策定に当たっては、パブリックコメントを実施(意見総数:75件(42名))

埋設処分業務の実施に関する計画

(平成21年11月文部科学大臣・経済産業大臣認可)

- ・国の定めた基本方針に即して、原子力機構が作成する具体的な事業計画。

実施計画の主要事項

1-1. 対象廃棄物の種類・量の見込み

- ・原子力機構の業務に伴い発生及び原子力機構以外の発生者から処分の委託を受けた低レベル放射性廃棄物。
- ・第一期事業では、平成60年度までに発生が見込まれる廃棄物であって、ピット処分またはトレンチ処分できるものを対象。
- ・物量の見込みは、約53万本(ピット処分相当:約20万本、トレンチ処分相当:約33万本)。

1-2. 処分を行う時期、埋設施設の規模・能力

- ・立地決定後、初期建設期間約8年、操業期間約50年、最終覆土期間約3年をそれぞれ設定。閉鎖後管理期間は、50年(トレンチ処分)、300年(ピット処分)を目安。
- ・第一期事業の埋設施設の規模は、廃棄体約60万本を処理できるものを想定。

2. 埋設施設の設置に関する事項

- ・埋設施設の概念設計を実施。その結果等を踏まえ、立地基準・手順を作成。
- ・国民の懸念や不安に的確に対応するための一元的な相談・情報発信窓口を設置。

3. 埋設処分の実施の方法に関する事項

- ・第一期事業では、ピット処分及びトレンチ処分を実施。

4. 収支計画・資金計画

- ・先行事例等を参考に総費用を暫定的に約2,000億円とする。概念設計の結果や将来の物価変動等を反映するため定期的に見直し。

5. その他

- ・国の指導の下、大学、民間企業等から発生した研究施設等廃棄物の集荷や輸送、廃棄体化処理等が全体として合理的・体系的に行われるよう、関係機関と協力。 等

※ 立地選定手続きは、立地基準・手順が策定された後実施